



Title	<書評>Jonathan B. Wight, "Ethics in Economics : An Introduction to Moral Frameworks." (『経済学における倫理―道徳的枠組みへの案内―』), Stanford University Press, 2015
Author(s)	多田, 一夫
Citation	年報人間科学. 2017, 38, p. 75-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60457
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〈書評〉

Jonathan B. Wight***Ethics in Economics: An Introduction to Moral Frameworks***

(『経済学における倫理—道徳的枠組みへの案内—』)

Stanford University Press, 2015

多田 一夫

はじめに

『経済学における倫理—道徳的枠組みへの案内—』は、リッチモンド大学の経済学兼国際問題の教授であるジョナサン・ワイト (Jonathan Wight) が、2015年にスタンフォード大学出版から出した本である。この他に、『(共著) 経済学の倫理的基礎入門』(2007年) や、『アダム・スミスを守れ—富の物語、変容、徳』(2002年) などがある。アダム・スミスの『国富論』の編集もしている。

ワイトの経歴は、彼のホームページ (<https://facultystaff.richmond.edu/~jwight/>) に詳しいので、本書に関連したものだけに限りたい。ワイトは、1953年アメリカワシントンD.C.で生まれ、デューク大学で経済学と公共政策を学んだあと、ヴァンダービルト大学でラテンアメリカの経済を研究して、1982年に経済学博士となっている。精神医学の経済問題や開発途上国の経済問題を研究したのち、1995年にアダム・スミスの『道徳情操論』や『国富論』に出会い、研究分野を「経済学と倫理」に変えている。アメリカにおけるアダム・スミス研究者の一人であるワイトの最新成果が本書である。

著者が本書を書くに至った動機は、公共政策（経済政策）には暗黙の道徳的判断が含まれており、事実だけを見て評価をしないようなものはないので、経済学における倫理的な問題を探求することで批判的思考を強化して、複雑な世界をより良く理解できるようにしたいということである。

本書の内容は多岐にわたっておりすべてを取り上げることができないため、評者なりの要約とその特徴を紹介する。

本書の概要

1 構成並びに経済学と倫理学の定義

本書は、3部12章、276ページ（このうち注と索引が43ページある）からなり、目次は下記のとおりとなっている。各章はさらに節と項に分けられているが、煩雑なので省略する。

「目次 はじめに

- | | |
|------------|-----------------|
| 第1部 道徳的枠組み | 1章 なぜ倫理を問題にするのか |
| | 2章 結果 |
| | 3章 義務・規則、徳 |

第2部 経済活動の評価 4章 厚生と効率性

5章 パレート最適と費用・便益分析

6章 選好性満足としての厚生批判

第3部 倫理学と経済学における論題

7章 市場にたいする道徳的制約

8章 アダム・スミス倫理学の背後にある科学

9章 倫理学と2008年の金融危機

10章 経済的正義 過程対結果

11章 経済的正義 機会均等

12章 経済学における倫理的多元主義

おわりに」

第1部は、経済学を問い直すためには倫理的問いかけが不可欠であり、倫理的問いかけに当たって3つの倫理的枠組み（結果（功利）主義、規則・義務主義、徳）が明らかにされている。第2部は、結果主義の倫理に基づく経済的厚生モデルを取り上げ、それがなぜ現在支配的で、かつ問題が多いのかを検討されている。第3部は、市場や政策が効率性を優先する倫理だけでなく他の倫理によって動いていることが説明される。

まず、著者は、経済学と倫理学を定義したうえで、その関係性を考えている。

経済学は、合理的思考のもとに自己の利益を図ろうとするものである。さらに言えば、目的と手段（希少資源の配分）の関係として人間の行動を研究することや、結果を求めて政策判断をすることである。その経済学を事実探求の経済学、科学的経済学としての実証経済学（positive economics）と、経済活動や政策の良否、価値判断を行う経済学としての規範経済学（normative economics）に分けることが出来る。

倫理学とは、善を行うもの、また他者との交流のなかで、何が正しく何が間違っているかを定めることである。道徳的信念と言われるものは、広く見えない形で力をもっている。倫理学でも、人が実際にどのような倫理的決定を行うかを研究する実証倫理学（positive ethics）と、人がどのような倫理的決定をするべきか適切な方法を示す規範倫理学（normative ethics）に分けることが出来る。規範経済学と規範倫理学が相互に関連していることは言うまでもない。

さらに、規範倫理学を結果主義の倫理と義務・規則主義の倫理と徳倫理の三つに分けて考える。

最初の結果主義の倫理というのは、ある行為が正しいと言えるのは結果からしか判断できないとし、よりよい結果を生み出す行為を「正しい」とするもの。行為と結果を量という指標で比較対照して出てきた結果の「効用（utility）」を最大化するのが「正しい」とする。ベンサム「最大多数の最大幸福」（the greatest happiness of the greatest number）に表現される功利主義（utilitarianism）の考え方である。

次の義務・規則主義の倫理とは、モーゼの十戒（神の命令）に示されているような義務や、規則に従うものであり、また、カントの「自分の行為が普遍的規則となるようにふるまえ」、「人を手段としてではなく、目的として扱え」といった定言命令に従うものである。カントの場合、自立した合理的人間としての

個人が理性によって道徳的法則を理解する手段を得るとしている。

最後の徳倫理は、アリストテレスや孔子（儒教）、仏陀（仏教）の言葉にみられるもので、多様な意味内容を持つ徳概念（徳目）を人の行動の規範とする。人の成長と関連して人格の問題に焦点をあて、徳とはどういうあり方で、どの様に、なぜそのようにあらねばならないかを考えるものである。

2. 三つの倫理から見たシボレー・マリブ訴訟

具体的な例として、ジェネラルモーターズ（以下GM）が欠陥自動車売り続けたことに対する賠償訴訟（シボレー・マリブ訴訟）を取り上げ、上記の三つの倫理的観点から分析する。

シボレー・マリブ訴訟（The Chevy Malibu Case）とは、燃料タンクに欠陥があり、追突事故で爆発するような車を売り続けていたGMに対して、49億ドルの賠償金が課せられたものである。GMの責任者は、修理に一台当たり8ドル59セントかかるのに対して、仮に訴訟になって一人当たり20万ドルの賠償金を支払っても、販売した車一台あたり2ドル40セントの費用負担にしかならないと計算して、車を売り続けたのであった。一台あたりの修理費用と賠償金の差、6ドル10セントが会社の利益と考えていた。これは、典型的な費用・便益計算で、費用の増加を超える便益の増加を図る行動は合理的で望ましいものとされる。同じ様な考えは消費者にもある。最高に安全性な車でも、高すぎでは買えなくなるのであり、安全の度合いが異なる車からどれを選ぶかは消費者の選択に任される。市場取引が、供給でき（生産者の限界費用）、かつ買うことのできる（消費者の限界便益）、「正しく安全な」車を生み出す。仮に、車の安全性が原因となって死亡事故が起こっても、賠償額はその人の生涯所得によって計算されるので、命の値段は法的には同じとならない。ここに車の安全に関する倫理的問題点が全てあらわされている。

この事例を経済行為の担い手（徳倫理が中心）、行動（義務・規則主義の倫理が中心）、結果（結果主義（功利主義）の倫理が中心）の次元に分けて詳しく見てみる。

結果主義（功利主義）の観点からすると、望ましい結果（功利）をもとめて働いていた責任者は、自分たちだけに都合のいい結果をもとめた（利己主義）のであり、他の人々や社会への影響を考えていなかった。GMの責任者と違い、経済学者が言う経済的効率性は社会全体としての経済的価値の最大化を目指すものであって、特定の企業や家計の利益を目指すものではない。GMがとった行動は情報の偏りも利用しており、社会的にも、会社的にも価値を最大化するものでなかった、効率的でなかったのである。

また、犠牲になった人ばかりかその家族や関係者に大きな苦痛・悪影響を与える死亡事故に対して賠償（金銭）がなされたとしても、被害や損害の全てが解決されるわけではない。

義務と規則主義の観点、GMの対応が道徳的かどうかを問う観点からすると、GMは法に違反しただけでなく、全ての人の基本的な尊厳を無視していたことになる。目的（自分たちの利益）のために自分たち以外の者を手段としか見ておらず、「人にしてもらいたいとあなたが思っていることを人になせ」という宗教における道徳的規則、正義という基本的規範を犯していた。

徳倫理の観点、すなわち、行動の動機を問い、従うべき義務や規則の前に自己管理の大切さを問う観点からすれば、GMの責任者は善良な人がすべきことについての当たり前の考えを持っていなかった。

2014年にも、電源スイッチの不良を隠していたことが判明しており、GMに善良な人がすべき観念がなかったこと、自己管理が来ていなかったことを示している。

3. ワイトのアダム・スミス論

上記の事例分析の他、著者は第9章でアメリカの住宅金融バブルを取り上げ、倫理的多元主義が必要だと主張している。サブプライムローンに見られる金融市場におけるモラルハザード（住宅金融等を基に過度の信用創造を行い、利益の極大化とその結果としての信用崩壊を招いた）のように、活動主体、動機、結果、諸制度、社会影響等が複雑に絡み合った事象を分析するのに、倫理的多元主義でないと対応できないという。そして、倫理的多元主義の姿をアダム・スミスの倫理学に見ているようである。

この倫理的多元主義は、二つ以上の有効な価値、もしくは原則を受け入れて、世界を説明し、決定者の情報をもたらすもので、三つの倫理（結果主義の倫理と義務・規則の倫理と徳倫理）の組み合わせからなる。望ましい結果と原理原則にあった行動と志向や個性として涵養された徳の混成といったものを道徳的に最適な多元主義の中に見ようとするものである。

倫理的多元主義を取る理由は、ある決定や行動には異なった原則原理が相互に働きかけており、一つの原則（功利主義等）におさまらないからである。また、ある行動がある倫理的観点的から評価されるとしても、他の倫理的観点を全く寄せ付けないというのではなく、ある倫理が機能するのにときには他の倫理を必要とするからでもある。

倫理的多元主義を二つに分けると理解しやすい。一つは、垂直的倫理多元主義で、徳→義務・規則→結果→徳と枠組みを超えて三つの倫理の関係を見ていくもの。もう一つは、水平的倫理多元主義で、三つの倫理それぞれの枠組み内での関係を見ていくものである。徳倫理では、アダム・スミス⇔アリストテレス⇔儒教⇔仏教の関係、義務・規則の倫理では、宗教的命令⇔カントの定言命令⇔自然権の関係、結果の倫理では、功利主義⇔新古典派の選好満足⇔複数の他の結果（国家の安全/自由/公平/効率など）の関係である。

こうした倫理的多元主義の目でアダム・スミスが当時の経済活動や社会を分析していたことが、第8章の「スミスによる経済学の誕生」（節）と「人間性、制度、見えざる手」「制度の創設と進化」（項）を中心に示される。

市場で合理的経済人（ホモ・エコノミクス）は、平等な立場で、慈悲や同情ではなく利己心だけで、各自の満足（功利）の最大化を図るため取引を行う。市場での需要と供給（見えない手による価格の決定）によって、商品が効率的、合理的に全ての市場参加者にゆきわたり、社会が豊かになる。したがって、市場取引（経済活動）の自由（「レッセ・フェール」）こそが必要で、政府は市場に介入すべきでなく、その役割も最小必要限度にとどまるべきである（小さな政府）。

しかし、利己心だけでは、適正な、永続的な社会は維持できない。本性としての利己心を認めるが、同時に慈善の心（同感）や憎悪感情なども人には認められる。本性としての二つの傾向は、大人になればバランスをとるようになるが、それは両親の目を通して自分自身を見る能力（内的監視者）を持つようになり、自己管理能力が向上するからである。

他方、取引の起源（交換の起源）は、社会性という人々の必要を満たすという本性（感情的反応）から生まれたのであって、感情や思いの交換や贈与からはじまった。市場取引は利己心の合理的計算、合理的計画によってできたものでなく、人々の活動の結果として生まれた。利己心にもとづく市場での交換が広がることで労働の専門化が図られ（分業）、その結果として生産性の向上・富の増加が生まれるのである。利己心に限らず本性そのものを道徳性によって変えることはできないが、我々は、そのような本性を適切で公正な諸制度（適正な義務やルールを提供する制度）のもとにおいて社会的生産的な道へ導くことができる。ここでの利己心は、貪欲でない利己心、他人へのより広い義務感という関連性の中で自分の適正な利益を気遣うものとなる。また、行動の社会的ルールは、合理的計算ではなく道徳感情（人の本性にあった規範）の共有から生まれるのであるから、適切で公正な諸制度とは人々の道徳感情に合ったものでなければならない。

さらに、完全な市場の自由と安全（取引の確実性や信用の保証など）は並立しがたいので、安全を重きにおいて考えれば、「レッセ・フェール」（自由競争）は、政府がまったく関与しないことではない。

以上のような、「内的監視者」のもとで「熟慮」する、徳ある経済人が利己心によって、適切で公正な諸制度のもと自由に活動することが豊かな社会を生むというアダム・スミスの目から見ると、9章で取り上げられている2008年の金融危機は、経済主体、その思考様式や行動様式、活動結果、活動を支えた諸制度、社会的影響などにおいて極めて問題が多いものであった。「神の見えざる手」が働き、個人の利益と社会利益の調和がはかられるような、人間の本性に沿った制度が望まれるのである。

終わりに

本書の特徴などを挙げ締めくくりとしたい。

一つは、「経済学と倫理」の適切な教科書がなかったことから本書が生まれたというだけあって、「経済学と倫理」の問題を事例や事件等に基づいて検討するとともに、図表を多く用い、詳細な注釈（27ページにわたる）、索引を付けるなど、読者に大変理解しやすいものとなっている。

経済学、倫理学のそれぞれの基本的考え方を知り、相互の考え方を理解するのに本書は最適と思われる。

二つは、本書第2部「経済活動の評価」で、新古典派経済学を中心とする現代経済学が批判されている。実証経済学を支える科学的、功利的考え方を批判しているが、しかしそこで培われてきた基本概念や理論の有効性や必要性までは否定していない。概念や理論の抽象度の違いによる限界を認識する必要性と実証経済学と規範経済学のバランスを主張しているようである。

三つは、スミスを「熟慮」という徳を持った経済人（ホモ・エコノミクス）と人間の本性に反しない諸制度を前提に自由な経済活動によって望ましい社会が作られると考える、徳倫理を中心に他の倫理も取り入れた倫理的多元主義者の一人だとしている。この点は、これまでのスミス研究を踏まえさらに深められるべき点であると思われる。

四つは、昨年から今年にかけて発覚したフォルクスワーゲン社と三菱自動車の燃費不正問題やTPPに見られる公共政策などを適切に判断する際に、本書はその一助となるであろう。